※　補完放送であつてテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送に係る一秒当たりのセグメント数又は一秒当たりの基準セグメント数（当該補完放送に係る一秒当たりのセグメント数又は一秒当たりの基準セグメント数の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る一秒当たりのセグメント数又は一秒当たりの基準セグメント数）を明記すること。

⑶　デジタル放送の標準方式第四章第二節に定めるマルチメディア放送を行う移動受信用地上基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

（記載例）　中央の周波数　210.428MHz
使用するＯＦＤＭフレーム　13セグメント形式のＯＦＤＭフレーム
伝送方式　セグメント連結伝送方式
セグメント数　基準10セグメント
搬送波の変調の方式　16ＱＡＭ
誤り訂正率　１／２

別表第六の二号の注４を次のように改める。

注４

⑴　テレビジョン放送（特別な事業計画により放送番組を編集するものを除く。）を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の目的別種類（報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。以下同じ。）により、次のように記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、別表第六の二号注５⑶のデータ放送を行う場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

（記載例）報　道　（一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等）
教　育　（学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等）
教　養　（政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等）
娯　楽　（音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等）
その他　（通信販売番組等）

⑵　テレビジョン放送（特別な事業計画により放送番組を編集するものに限る。）を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野及び主たる言語項目ごとに次の記載例に従つて記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、別表第六の二号注５⑶のデータ放送を行う場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

（記載例）

分野	主たる言語	備考
学校教育番組（主として高校・大学受験対策講座）		
野球、サッカーを中心としたスポーツ番組		
ドイツ国内で放送されているニュース、ドラマ、ドキュメンタリー番組	ドイツ語	

（注１）　分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。
（注２）　主たる言語の欄は、日本語以外の言語を主たる使用言語とする場合にのみ記載すること。
（注３）　法第８条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨を記載すること。

⑶　マルチメディア放送を行う基幹放送の業務の場合

ア　放送事項を放送番組の実態に合わせて、放送番組の形態及び分野ごとに次の記載例に従つて記載すること。

（記載例）

放送番組の形態	分野	備考
リアルタイム型放送番組	野球、サッカーを中心としたスポーツ番組	
蓄積型放送番組	音楽、ドラマ	

（注１）　リアルタイム型放送番組とは全ての受信者が同時に受信設備において視聴することができる形態の放送番組をいい、蓄積型放送番組とは受信者があらかじめ受信設備に蓄積させておくことにより、蓄積後の任意の時間に視聴することができる形態の放送番組をいう。
（注２）　分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。
（注３）　法第８条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考欄にその旨を記載すること。

イ　放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送の業務を行う場合は、その旨を記載すること。

⑷　臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合

放送事項を次のように記載すること。

ア　博覧会等の用に供する場合

（記載例）　（何）博覧会の案内等に係る事項

イ　災害発生時に役立てる場合

（記載例）　（何）地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項

⑸　⑴から⑷までに定めるもののほか、次のアからウまでに掲げる事項について、記載すること。（ウについては、デジタル放送の標準方式第４章第１節に定める放送の業務の場合を除く。）

ア　有料放送の有無

（記載例）　有料放送の有無：無

イ　放送事項における成人向け番組（性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある番組をいう。）の有無

（記載例）　成人向け番組の有無：無

ウ　１週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。）に係る放送時間の占める割合

（記載例）　１週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。）に係る放送時間の占める割合は30％以下とする。

別表第七の二号第３注２⑺中「別紙⑺は」の次に「、放送番組の目的別種別（別表第六の三号注４⑵及び⑶の場合を除く。）及び」を加え、同注⑼を次のように改める。

⑼　別紙⑼は、次の様式により記載すること。

ア　テレビジョン放送を行う場合

放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）について、次の㋐から㋒までの様式により記載すること。

㋐　放送番組表

曜日 / 時刻	月	火	水	木	金	土	日
計	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分
合計	時間　分				備考		